

2026 年度
大阪経済大学大学院
入学試験問題

- * 経済学研究科
- * 経営学研究科
- * 経営情報研究科
- * 人間科学研究科

※受験者が選択した試験問題のみ掲載しています。

(著作権上掲載していない科目があります)

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

〔経済学研究科 博士前期課程〕

《税理士養成コース》

※問題番号を明記すること。

科目	小論文（下山）
----	---------

次の問題（１）～（３）の中から１問を選択して解答しなさい。選択した問題番号を最初に記入しなさい。

- （１）わが国の消費税における「簡易課税制度」について、公平性の観点から論じなさい。
- （２）わが国の所得税の所得区分（所得の種類）をめぐる課題（公平性等）について、今日の社会状況を踏まえて論じなさい。
- （３）経済のグローバル化に伴う、わが国の法人税の課題について論じなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

〔経済学研究科 博士前期課程〕

《税理士養成コース》

※問題番号を明記すること。

科目	小論文（塚谷）
----	---------

次の問題（１）～（３）の中から１問を選択して解答しなさい。選んだ問題番号を明示すること。

- （１）わが国の財政再建プロセスについて基礎的財政収支の概念を用いながら、あなたの考えを論じなさい。
- （２）給付付き税額控除の定義や類型について説明したうえで、わが国において制度を導入する際の課題について論じなさい。
- （３）日本の消費税について、一般会計の歳入における位置付けを説明したうえで、その特徴と問題点について論じなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

〔経済学研究科 博士前期課程〕

《研究コース》

※問題番号を明記すること。

科目	社会保障論
----	-------

次の問題（1）～（3）の中から 1 問 を選択して解答しなさい。なお、選んだ問題番号を明記すること。

- （1） 戦後日本における外国人労働政策の変化について論じなさい。なお、以下の言葉を使用すること。「フロント・ドア」、「サイド・ドア」、「バック・ドア」、「外国人技能実習制度」。
- （2） 日本の年金制度について、その制度的概要と現在直面している問題点について論じなさい。
- （3） 社会保障制度設計の手法に、社会保険方式と租税方式がある。社会保険方式と租税方式について説明したうえで、所得再分配効果の視点から、両者の相違について論じなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

〔経済学研究科 博士前期課程〕

《研究コース》

※問題番号を明記すること。

科目	日中交流史
----	-------

次の設問（1）～（3）の中から 1 問を選択して解答しなさい。

選んだ問題番号を最初に明記すること。

- （1） 清末民初期にかけての中国人の対日認識の変化について論じなさい。梁啓超・魯迅・章炳麟などの思想や言説を参考にしつつ、日本体験が中国のナショナリズム形成に与えた影響を、当時の日本社会・思想状況との関係にも留意しつつ論じなさい。
- （2） 清末民初期に中国側は日本を近代モデルとして、政治制度・教育制度・軍事制度などを受容した。そのほかに日本の技術・経営モデルも中国側に受容された。例を挙げつつ、日本側の企業・技術者などが果たした役割と、中国側の取捨選択や再編の過程を踏まえて、実業界における日中交流について論じなさい。
- （3） 清末民初期の日中交流において、翻訳活動が果たした役割について論じなさい。日本を媒介とした西洋思想・制度・学術知識の受容が、中国近代思想の形成にどのような影響を与えたのか、具体的な翻訳書・訳語・人物を挙げ、それらが日本側の学術・出版環境の中でどのように形成されたのかにも触れつつ論述しなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

〔経済学研究科 博士前期課程〕

《税理士養成コース》

※問題番号を明記すること。

科目	財政学（下山）
----	---------

次の問題（１）～（３）の中から１問を選択して解答しなさい。選択した問題番号を最初に記入しなさい。

- （１）租税原則における「中立性の原則」の必要性について、経済活動における「選択に対する歪み」を踏まえて論じなさい。
- （２）法人税の負担のあり方について、転嫁と帰着の観点から論じなさい。
- （３）わが国の金融所得課税をめぐる課題について、あなたの考えを論じなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

〔経済学研究科 博士前期課程〕

《税理士養成コース》

※問題番号を明記すること。

科目	財政学（塚谷）
----	---------

次の問題（１）～（３）の中から１問を選択して解答しなさい。選んだ問題番号を明示すること。

- （１）現代財政の役割について論じなさい。
- （２）課税の基本原則における「公平」の原則について、「水平的公平」、「垂直的公平」の考え方を述べたうえで、「公平」の観点から日本の所得税制を評価しなさい。
- （３）包括的所得税の理論的特徴と問題点について論じなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

〔経済学研究科 博士前期課程〕

《税理士養成コース》

※問題番号を明記すること。

科目	小論文（下山）
----	---------

次の問題（１）～（３）の中から１問を選択して解答しなさい。選択した問題番号を最初に記入しなさい。

- （１）わが国の所得税の公平性について、所得の捕捉や所得区分の観点からあなたの考えを述べなさい。
- （２）消費税の非課税や免税の仕組みについて、わが国の消費税の現状について述べたのちに、その特徴や意義、課題などの観点から論じなさい。
- （３）所得税の基礎控除について、昨今の情勢を踏まえ、あなたの考えを述べなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

【経済学研究科 博士前期課程】

《税理士養成コース》

※問題番号を明記すること。

科目	小論文（塚谷）
----	---------

次の問題（１）～（３）の中から１問を選択して解答しなさい。選んだ問題番号を明示すること。

- （１）いわゆる「国の借金」の現状について説明したうえで、財政再建についてあなたの考えを述べなさい。
- （２）働き方などの選択に中立的な税制の構築に関して、現行税制の課題を説明したうえであなたの考えを述べなさい。
- （３）グローバル・ミニマム課税について、制度の内容と課題を説明したうえであなたの考えを述べなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

〔経済学研究科 博士前期課程〕

《ベーシックコース》

※問題番号を明記すること。

科目	小論文
----	-----

以下の設問（１）～（５）のうち、２問を選択して答えなさい。選択した問題の番号を必ず最初に明記すること（３問以上解答した場合は、採点の対象外とする）。

- （１）「市場の失敗」と政府の役割について論じなさい。
- （２）日本の産業構造の変化と今後の課題について論じなさい。
- （３）外国人労働者受け入れの是非について論じなさい。
- （４）最低賃金の引き上げによる中小企業への影響について論じなさい。
- （５）アジア経済における日本の役割について論じなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

〔経営学研究科 修士課程〕

※問題番号を明記すること。

科目	経営学
----	-----

以下の設問（１）～（４）のうち、１問を選択して解答しなさい。なお、選択した問題の番号を必ず明記した上で解答すること（２つ以上の問題を解答した場合は、採点の対象外とする）。

- （１） ドラッカー（P.F.Drucker）は、マネジメントの発明者とも称される。1946年に著した『*Concept of the Corporation*（会社という概念）』において、彼は GM 社が採用した事業部制の優れた点を示したが、同社への批判も併せて述べた。その後の GM 社の動向も踏まえて、ドラッカー学説の意義について述べなさい。
- （２） バーナード（C. Barnard）は、組織が成立するための３つの条件として、「コミュニケーション」、「貢献意欲」、および「共通目的」という要素を提示した。それらの内容と、その現代的な活用法について述べなさい。
- （３） いわゆる「ベンチャー企業」で働くメリットとデメリットについて、自身の考えで述べなさい。
- （４） 2020 年代初頭の「コロナ禍」を通じて成長・拡大した企業（国籍・業種・規模を問わない）を１社取り上げ、その理念や戦略について経営学的視点から述べなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

〔経営学研究科 修士課程〕

※問題番号を明記すること。

科目	会計学
----	-----

以下の設問（１）～（３）のうちから２問を選択して解答しなさい。まず最初に、答案用紙の選択問題番号記入欄に選択した設問の番号を２つ明記すること。３問すべて解答した場合は、ゼロ点とする。

（１）株主資本等変動計算書について、以下の各問いに答えなさい。

【問１】株主資本等変動計算書は、どのような事業体（entity）のどのような情報を作成し提供する書類なのか簡潔に述べなさい。

【問２】株主資本等変動計算書が必要とされる理由を２つ挙げ、簡潔に説明しなさい。

【問３】株主資本等変動計算書の様式の種類はいくつありますか。様式について簡潔に説明しなさい。

（２）次の文章は、「企業会計原則」の「第一 一般原則」の「七」からの抜粋である。これに関連して、以下の各問いに答えなさい。

（ア）提出のため、信用目的のため、（イ）目的のため等 a 種々の目的のために（ウ）形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる（エ）に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の（オ）をゆがめてはならない。

【問１】文中の空欄（ア）から（オ）までに入る適切な語句を述べなさい。

【問２】下線部 a について、文中の３つ以外の目的を２つ挙げ、その目的の財務諸表を活用すると想定される利用者をそれぞれ述べなさい。

【問3】企業会計における非制度会計（情報会計）はこの原則に準拠するものかどうか、非制度会計を定義したうえで簡潔に説明しなさい。

(3) P社は、20x5年3月31日にS社の株式の80%を800,000千円で取得して支配を獲得し、S社を子会社とした。P社およびS社とも年一回3月末が決算日であり、当期末は20x5年3月31日である。P社とS社に関する次の資料【資料1】～【資料2】に基づき、以下の問いに答えなさい。

【資料1】

- ・P社（公開会社）の連結企業集団は、P社およびS社の2社のみで構成されている。
- ・当期のP社とS社の間の取引は、P社によるS社株式の取得のみであり、配当金を含めその他一切なかった。
- ・税効果については考慮しないものとする。
- ・S社の諸資産に含まれる土地の時価評価をした所、時価が原価を200,000千円だけ上回っていた。

【資料2】P社およびS社の貸借対照表は以下の通りである。

貸借対照表 (20x5年3月31日現在)				(単位: 千円)	
	P社	S社		P社	S社
諸資産	4,200,000	1,800,000	諸負債	2,000,000	1,100,000
S社株式	800,000		資本金	1,800,000	400,000
			利益剰余金	1,200,000	300,000
合計	5,000,000	1,800,000	合計	5,000,000	1,800,000

【問1】S社の資産および負債について「全面時価評価法」による時価評価を適用した場合の20x5年3月31日現在の連結貸借対照表は、以下の通りである。以下の連結貸借対照表における(①)～(⑥)について、それぞれ適切な表示項目または金額を解答欄に示しなさい。なお、金額が連結財務諸表の表示上マイナスになる場合には、金額の前に△を付すこと。

連結貸借対照表 (20x5年3月31日現在)				(単位: 千円)	
諸資産	(②)	諸負債	()		
(①)	()	資本金	()		
		利益剰余金	(④)		

		(③)	(⑤)
合計	()	合計	(⑥)

【問 2】S 社の資産および負債について「部分時価評価法」による時価評価を適用した場合の 20 x 5 年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表は、以下の通りである。以下の連結貸借対照表における (⑦) ～ (⑩) について、それぞれ適切な表示項目または金額を解答欄に示しなさい。なお、金額が連結財務諸表の表示上マイナスになる場合には、金額の前に△を付すこと。

連結貸借対照表 (20 x 5 年 3 月 31 日現在) (単位: 千円)

諸資産	(⑦)	諸負債	()
()	()	資本金	()
		利益剰余金	(⑧)
		(③)	(⑨)
合計	()	合計	(⑩)

【問 3】企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」に準拠する場合、適切な連結貸借対照表は【問 1】なのか、【問 2】なのか、【両方】なのか、【どちらでもなく別にある】のか指摘し、その理由を説明しなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

〔経営学研究科 修士課程〕

※問題番号を明記すること。

科目	税法
----	----

次の設問（１）から（５）のうち、いずれか２問を選択して解答しなさい。ただし、解答した番号を最初に明記したうえで、解答は、それぞれ記載された字数で述べなさい。

- （１）租税立法に対する違憲審査基準について述べよ（600 字程度）。
- （２）所得税法における課税物件の帰属について、具体的な事例を取り上げて述べよ。
（600 字程度）。
- （３）法人税法における損金の意義と範囲について、具体的な判例を取り上げて述べよ
（600 字程度）。
- （４）相続税法における担税力の測定指標と問題点について述べよ（600 字程度）。
- （５）消費税法における資産の譲渡概念の解釈とそれに対する私見を述べよ（600 字程度）。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

〔経営学研究科 修士課程〕

※問題番号を明記すること。

科目	外国語（日本語）
----	----------

次の文章は、谷口諒、高田直樹、村瀬俊朗（2022）『創造的なアイデアを「選ぶ」― チームを待ち受ける矛盾と困難 ―』日本経営学会誌第 51 号 pp. 32-33 からの一部抜粋である（ただし、一部改変した）。これを読んで、次の問いに答えなさい。

問1 要旨を 300～400 字でまとめなさい。

問2 著者が考える「イノベーション」について、（1）あなたが「評価できる」ということと、（2）企業は、なぜ「イノベーション」を具体化できないのか、あなたの考えと、その理由を、（1）及び（2）それぞれ 250～300 字で論述してください。
（1）と（2）を必ず解答してください。

イノベーションは、創造性（creativity）を起点として生まれる。創造性は、新奇で有用なアイデア、すなわち創造的なアイデアを生み出すことと定義されてきた（Amabile et al., 1996）。創造的なアイデアが製品やサービスとして実行されることで価値を発現し、イノベーションとなるのである（Baer, 2012; West, 2002）。

内在する不確実性のために、イノベーションの過程にはさまざまな障害が存在する（近能・高井, 2010）。例えば、そもそも創造的なアイデアを生成できなかったり、アイデアがあってもそれを製品やサービスに落とし込めなかったりするかもしれない（Berg and Yu, 2021; Harvey, 2014; Van de Ven, 1986）。また、その中間フェーズとして、創造的なアイデアが組織内で生み出されたとしても、その実行に必要な資源が得られず、イノベーションの試みが頓挫してしまう可能性もある（武石ほか, 2012）。これらの問題を乗り越えることができないければ、創造性がイノベーションへと結実することはない（Perry-Smith and Mannucci, 2017）。

上記の中でも注目を集めてきた問題のひとつは、アイデアの実行へと移る段階で生じる問題である（Zhou et al., 2019）。創造性の高いアイデアは、新奇性に富むがゆえに参照点がなく、潜在的な価値を理解することが難しい（Hargadon and Douglas, 2001）。加えて、人間には、不確実性を軽減しようとする動機から、創造性あるいは新奇性を潜在的に忌避す

る傾向がある (Mueller et al., 2012)。また、アイデアの創造性評価は多大な認知資源を要する作業であるものの、各アイデアの評価にマネジメント層の人間が割くことのできる認知資源は限られている (Criscuolo et al., 2017)。それゆえに、組織内で創造性の高いアイデアが生み出されても、しばしば実行に至らず、組織成果に寄与しない事態が生じてしまう (武石ほか, 2012)。そうした問題意識から、近年の研究は、アイデアの推進主体が有する紐帯 (Baer, 2012; Perry-Smith and Mannucci, 2017) や、アイデアをマネジメント層へと提案する際に用いる戦術 (Lu et al., 2019; 武石ほか, 2012) に着目し、創造的なアイデアを実行に移すための方策を議論している。

たしかに、創造的なアイデアを生み出し、それを効果的にマネジメント層に売り込むことができれば、創造性がイノベーションへと結実する可能性は高まるであろう。その議論は、アイデアの生成主体であれば数多あるアイデアの中から創造性の高いアイデアを選び出せる、という前提を置いている。しかしながら、いくつかの実験研究が示すところによれば、この前提は妥当ではない (e.g. Rietzschel et al., 2006)。つまり、創造的なアイデアを生み出せたとしても、マネジメント層へ提案すべきアイデアを誤る結果として、アイデアの実行へ至らないという事態が生じうるのである。この可能性は、創造性からイノベーションへと至る過程で生じる問題としては、十分に考慮されてこなかった。

以上の問題意識に基づき、本稿は、アイデア生成主体としてチームを想定し、チームによるアイデア選択に影響を及ぼしうる要因を理論的に議論する。ここでチームという単位に注目する理由は、創造性の求められるタスクがチームによって担われる傾向が強まっているという現実 (Barabási, 2005; Wu et al., 2019; Wuchty et al., 2007) に対して、チームによる創造的なアイデア選択という現象についてはあまり議論の蓄積がない (Zhou et al., 2019) ためである。まず、「アイデアの選択」に関する既存研究のレビューを通じて、本稿が目指す理論的貢献の所在を明確にする。それを受けて、本稿が注目する「アイデアの選択」がどのような現象であるかを、既存のプロセス・モデルと関連付けることによって示す。その上で、生成主体によるアイデア選択を念頭に置き、チームによるアイデア選択に影響を及ぼしうる要因を理論的に議論する。そこでは、アイデアを生成し、実行に向けたアイデアを選択するという一連のプロセスに、ある種の矛盾や困難が潜んでいることを指摘する。

以 上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）
〔経営学研究科 修士課程〕
《税法ゼミ志望者》

科目	小論文
----	-----

次の問題 1 か問題 2 か、いずれか 1 題だけを選択して解答しなさい。なお、選択した問題の番号を必ず最初に明記し、設問 1 は解答用紙の表面に、設問 2 は答案用紙の裏面に解答すること。

問題 1

【ケース 1】

X は、弁護士業を営んで事業所得を得ている者であり、弁護士会、弁護士会連合会及び日弁連の役員等を務めていたところ、これらの役員等としての活動に伴い支出した懇親会費等を、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるとして所得税等の確定申告をした。これに対し、Y 税務署長が、これらの費用については、必要経費に算入することはできないなどとして、所得税等の更正処分等を行った。

【ケース 2】

長男 X は、実父から賃貸業用土地の贈与を受けた、X は贈与時に支出した登録免許税及び不動産取得税は X の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入されるとして、確定申告したものの、Y 税務署長は、これを否認して更正処分等を行った。

以上、【ケース 1】と【ケース 2】の事案内容をみて、以下の〔設問 1〕、〔設問 2〕に答えなさい。

〔設問 1〕

必要経費の範囲一般について、述べなさい。（400 字程度）

〔設問 2〕

【ケース 1】と【ケース 2】について、必要経費該当性について検討しなさい。（800 字程度）

（参照法令等）

○所得税法 37 条 1 項、2 項

「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を

生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

2 山林につきその年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。」

○所得税法 45 条 1 項

「居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの

二 所得税（不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を行う居住者が納付する第三十一条第三項（確定申告税額の延納に係る利子税）、第三十六条（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税）、第三十七条の二第十二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税）又は第三十七条の三第十四項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税）の規定による利子税で、その事業についてのこれらの所得に係る所得税の額に対応するものとして政令で定めるものを除く。）

（以下、省略）。」

○所得税法施行令 96 条

「法第四十五条第一項第一号（必要経費とされない家事関連費）に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

一 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費

二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費」

問題 2

【ケース 1】

宗教法人 X が、死亡したペットの飼い主から依頼を受けてその葬儀や供養等を行う際に金員を受け取ったことに対し、Y 税務署長から、そのようなペット葬祭業は法人税法の適用上、収益事業に当たるとして法人税の決定処分等を受けたため、X は、ペット葬祭業は宗教的行為であって収益事業には当たらないなどと主張した。

【ケース 2】

X (宗教法人、公益法人) は、本件各事業年度において、不動産貸付業、有料老人ホーム業を営み、令和 7 年 3 月期において、物品貸付業を営んでいた。X が営んでいた不動産貸付業、有料老人ホーム業、物品貸付業などは、法人税法の適用上、収益事業に当たるとして法人税の決定処分等を受けた。

以上、【ケース 1】と【ケース 2】の事案内容をみて、以下の〔設問 1〕,〔設問 2〕に答えなさい。

〔設問 1〕

【ケース 1】について、X に対する法人税法の適用の適否を検討しなさい。(600 字程度)

〔設問 2〕

【ケース 2】について、X に対する法人税法の適用の判断を検討しなさい。(600 字程度)

(参照法令等)

○法人税法 2 条

「(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。
- 三 内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

(中略)

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。」

○法人税法施行令 5 条

「 法第二条第十三号(定義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。

一 物品販売業(動植物その他通常物品とされないものの販売業を含むものとし、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)第十四条第一項第四号(業務の範囲)に掲げる業務として行うものを除く。)

二 不動産販売業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 次に掲げる法人で、その業務が地方公共団体の管理の下に運営されているもの(以下この項

において「特定法人」という。)の行う不動産販売業

(1) その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が当該地方公共団体により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人

(2) その拠出をされた金額の二分の一以上の金額が当該地方公共団体により拠出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人

(3) その社員総会における議決権の全部が(1)又は(2)に掲げる法人により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人

(4) その拠出をされた金額の全額が(1)又は(2)に掲げる法人により拠出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人

ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)第二十三条第一号及び第二号(業務)に掲げる業務として行う不動産販売業

ハ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第六条第一項第二号(業務の特例)に掲げる業務として行う不動産販売業

ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項第八号(業務の範囲)及び附則第八条の八第一号(改正前中小強化法等に係る業務の特例)に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の規定に基づく業務として行う不動産販売業

ホ 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三条第一項(民間都市開発推進機構の指定)に規定する民間都市開発推進機構(次号ト及び第五号トにおいて「民間都市開発推進機構」という。)が同法第四条第一項第一号(機構の業務)(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十条(民間都市開発法の特例)、第七十一条の二(民間都市開発法の特例)又は第百四条(民間都市開発法の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号トにおいて同じ。)及び民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第二項第一号(機構の業務の特例)に掲げる業務並びに同条第十項(同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく業務として行う不動産販売業

三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第七十条第二項第一号(業務の範囲)に掲げる業務並びに同法附則第二条第一項(業務の特例)及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百六十四号)附則第五条(業務の特例)の規定に基づく業務として行う金銭貸付業

ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十一号及び第十三号並びに第二項第八号に掲げる業務として行う金銭貸付業

ハ 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)に規定する特定退職金共済団体が行う同令第七十三条第一項第五号へ(特定退職金共済団体の要件)に掲げる貸付金に係る金銭貸付業

ニ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務として行う金銭貸付業

ホ 独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条第五号及び第六号(業務の範囲)に掲げる業務として行う金銭貸付業

- へ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第六条第一項（探鉱貸付経過業務）及び第九条第二項（鉱工業承継業務）の規定に基づく業務として行う金銭貸付業
- ト 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第二号に掲げる業務として行う金銭貸付業
- チ 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業
- リ 広域的運営推進機関が電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四十第一項第五号の三（業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業
- 四 物品貸付業（動植物その他通常物品といわないものの貸付業を含む。）のうち次に掲げるものの以外のもの
- イ 土地改良事業団体連合会が会員に対し土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十一条の九（事業）に掲げる事業として行う物品貸付業
- ロ 特定法人が農業若しくは林業を営む者、地方公共団体又は農業協同組合、森林組合その他農業若しくは林業を営む者の組織する団体（以下この号及び第十号ハにおいて「農業者団体等」という。）に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行う物品貸付業
- 五 不動産貸付業のうち次に掲げるものの以外のもの
- イ 特定法人が行う不動産貸付業
- ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法第二十三条第一号及び第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業
- ハ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人が同法第二条第三項第八号（定義）に掲げる事業として行う不動産貸付業
- ニ 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第四条第二項（法人格）に規定する宗教法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が行う墳墓地の貸付業
- ホ 国又は地方公共団体に対し直接貸し付けられる不動産の貸付業
- へ 主として住宅の用に供される土地の貸付業（イからハまで及びホに掲げる不動産貸付業を除く。）で、その貸付けの対価の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの
- ト 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号に掲げる業務として行う不動産貸付業
- チ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業
- リ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第八号及び附則第八条の八第一号に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項及び第八条の四第一項の規定に基づく業務として行う不動産貸付業
- 六 製造業（電気又はガスの供給業、熱供給業及び物品の加工修理業を含むものとし、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務として行うものを除く。）
- 七 通信業（放送業を含む。）
- 八 運送業（運送取扱業を含む。）

九 倉庫業（寄託を受けた物品を保管する業を含むものとし、第三十一号の事業に該当するものを除く。）

十 請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明らかなことその他の財務省令で定める要件に該当するもの

ロ 土地改良事業団体連合会が会員又は国若しくは都道府県に対し土地改良法第百十一条の九に掲げる事業として行う請負業

ハ 特定法人が農業者団体等に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行う請負業

ニ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの（その委託に係る契約又は協定において、当該研究の成果の全部若しくは一部が当該学校法人に帰属する旨又は当該研究の成果について学術研究の発展に資するため適切に公表される旨が定められているものに限る。）

ホ 国民健康保険団体連合会が次に掲げる者の委託を受けて行うもの（法令の規定に基づく委託を受けて行うもの（これに準ずるものを含む。）であることその他の財務省令で定める要件に該当するものに限る。）

（１） 国又は都道府県、市町村（特別区を含む。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合

（２） 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団

（３） 社会保険診療報酬支払基金又は独立行政法人環境再生保全機構

（４） 国民健康保険団体連合会をその社員とすることその他の財務省令で定める要件に該当する公益社団法人

十一 印刷業

十二 出版業（特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うものを除く。）

十三 写真業

十四 席貸業のうち次に掲げるもの

イ 不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸業

ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業（次に掲げるものを除く。）

（１） 国又は地方公共団体の用に供するための席貸業

（２） 社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われる席貸業

（３） 私立学校法第三条に規定する学校法人若しくは同法第百五十二条第五項（私立専修学校等）の規定により設立された法人又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条（職業訓練法人）に規定する職業訓練法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業

（４） 法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業で、当該法人の会員その他これに準ずる者の用に供するためのもののうちその利用の対価の額が実費の範囲を超えないもの

十五 旅館業

十六 料理店業その他の飲食店業

十七 周旋業

十八 代理業

十九 仲立業

二十 問屋業

二十一 鉱業

二十二 土石採取業

二十三 浴場業

二十四 理容業

二十五 美容業

二十六 興行業

二十七 遊技所業

二十八 遊覧所業

二十九 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるものの以外のもの

イ 日本赤十字社が行う医療保健業

ロ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人が行う医療保健業

ハ 私立学校法第三条に規定する学校法人が行う医療保健業

ニ 全国健康保険協会、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会又は国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会が行う医療保健業

ホ 国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う医療保健業

ヘ 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う医療保健業

ト 日本私立学校振興・共済事業団が行う医療保健業

チ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人が行う医療保健業（同法第四十二条（附帯業務）の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び同項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）

リ 公益社団法人若しくは公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「公益社団法人等」という。）で、結核に係る健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十七条第一項（健康診断）並びに第五十三条の二第一項及び第三項（定期の健康診断）の規定に基づく健康診断に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項（市町村長が行う予防接種）及び第六条第一項（臨時に行う予防接種）の規定に基づく予防接種に限る。）及び医療を行い、かつ、これらの医学的研究（その研究につき国の補助があるものに限る。）を行うもののうち法人格を異にする支部を含めて全国的組織を有するもの及びその支部であるものが行う当該健康診断及び予防接種に係る医療保健業

ヌ 公益社団法人等が行うハンセン病患者の医療（その医療費の全額が国の補助によっているものに限る。）に係る医療保健業

ル 公益社団法人若しくは公益財団法人で専ら学術の研究を行うもの又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人で専ら学術の研究を行い、かつ、当該研究を円滑に行うための

体制が整備されているものとして財務省令で定めるものがこれらの学術の研究に付随して行う医療保健業

ヲ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業

ワ 一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する法別表第二に掲げる農業協同組合連合会が行う医療保健業

カ 公益社団法人等で看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十四条第一項（指定等）の規定による指定を受けたものが、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第四項（定義）に規定する訪問看護、同法第八条の二第三項（定義）に規定する介護予防訪問看護、高齢者の医療の確保に関する法律第七十八条第一項（訪問看護療養費）に規定する指定訪問看護又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項（訪問看護療養費）に規定する訪問看護の研修に付随して行う医療保健業

ヨ イからカまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業

三十 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦若しくは小型船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）第二条第四項（定義）に規定する小型船舶をいう。）の操縦（以下この号において「技芸」という。）の教授（通信教育による技芸の教授及び技芸に関する免許の付与その他これに類する行為を含む。以下この号において同じ。）のうちイ及びハからホまでに掲げるもの以外のもの又は学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授（通信教育による当該学力の教授を含む。以下この号において同じ。）のうちロ及びハに掲げるもの以外のもの若しくは公開模擬学力試験（学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため広く一般に参加者を募集し当該学力試験にその内容及び方法を擬して行われる試験をいう。）を行う事業

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校、同法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校において行われる技芸の教授で財務省令で定めるもの

ロ イに規定する学校、専修学校又は各種学校において行われる学力の教授で財務省令で定めるもの

ハ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条（通信教育の認定）の規定により文部科学大臣の認定を受けた通信教育として行う技芸の教授又は学力の教授

ニ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項（理容師試験）又は美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第三項（美容師試験）の規定により都道府県知事の指定を受けた施設において養成として行う技芸の教授で財務省令で定めるもの並びに当該施設に設けられた通信課程に係る通信及び添削による指導を専ら行う法人の当該指導として行う技芸の教授

ホ 技芸に関する国家試験（法令において、国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用するこ

とができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。ホにおいて同じ。）を取得し、若しくは維持し、又は当該国家資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、試験、検定その他これらに類するもの（ホにおいて「試験等」という。）を受けることが要件とされている場合における当該試験等をいう。）の実施に関する事務（法令において当該国家資格を取得し、若しくは維持し、又は当該国家資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、登録、免許証の交付その他の手続（ホにおいて「登録等」という。）を経ることが要件とされている場合における当該登録等に関する事務を含む。ホにおいて「国家資格付与事務」という。）を行う者として法令において定められ、又は法令に基づき指定された法人が法令に基づき当該国家資格付与事務として行う技芸の教授（国の行政機関の長又は地方公共団体の長が当該国家資格付与事務に関し監督上必要な命令をすることができるものに限る。）で、次のいずれかの要件に該当するもの

（１） その対価の額が法令で実費を勘案して定めることとされているものであること又はその対価の額が当該国家資格付与事務の処理のために必要な費用の額を超えないと見込まれるものであること。

（２） 国の行政機関の長又は地方公共団体の長以外の者で当該国家資格付与事務を行う者が、公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人に限られていることが法令で定められているものであること。

三十一 駐車場業

三十二 信用保証業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）その他財務省令で定める法令の規定に基づき行われる信用保証業

ロ イに掲げる信用保証業以外の信用保証業で、その保証料が低額であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの

三十三 その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の譲渡又は提供（以下この号において「無体財産権の提供等」という。）のうち次に掲げるもの以外のものを行う事業

イ 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対して行われる無体財産権の提供等

ロ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構その他特別の法令により設立された法人で財務省令で定めるものがその業務として行う無体財産権の提供等

ハ その主たる目的とする事業に要する経費の相当部分が無体財産権の提供等に係る収益に依存している公益法人等として財務省令で定めるものが行う無体財産権の提供等

三十四 労働者派遣業（自己の雇用する者その他の者を、他の者の指揮命令を受けて、当該他の者のために当該他の者の行う事業に従事させる事業をいう。）

２ 次に掲げる事業は、前項に規定する事業に含まれないものとする。

一 公益社団法人又は公益財団法人が行う前項各号に掲げる事業のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業に該当するもの

二 公益法人等が行う前項各号に掲げる事業のうち、その事業に従事する次に掲げる者がその事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与して

いるもの

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条（身体障害者）に規定する身体障害者

ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により生活扶助を受ける者

ハ 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者として判定された者

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項（精神障害者保健福祉手帳）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ホ 年齢六十五歳以上の者

ヘ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項（定義）に規定する配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条（扶養義務者）の規定により現に母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第三項に規定する児童を扶養しているもの又は同条第四項に規定する寡婦（次号ロにおいて「寡婦」という。）

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体が行う前項各号に掲げる事業のうち母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第六条第一項各号（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）に掲げる事業で、次に掲げるもの

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十四条（母子・父子福祉団体に対する貸付け）（同法第三十一条の六第四項（父子福祉資金の貸付け）又は第三十二条第四項（寡婦福祉資金の貸付け）において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の貸付けに係る事業のうち、その貸付けの日から当該貸付金の最終の償還日までの期間内の日の属する各事業年度において行われるもの

ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十五条第一項（売店等の設置の許可）に規定する公共的施設内において同条第二項の規定に従って行われている事業（同法第三十四条第二項（売店等の設置の許可等）の規定により寡婦をその業務に従事させて行われているものを含む。）

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百五十九条（目的）の保険契約者保護機構が同法第二百六十五条の二十八第一項第五号（業務）に掲げる業務として行う事業」

以 上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

〔経営学研究科 修士課程〕

※問題番号を明記すること。

科目	経営学
----	-----

以下の設問 (1)～(4)のうち、1 問を選択して解答しなさい。

選択した設問の番号を最初に記入してから解答すること（2 つ以上の問題に解答した場合は、採点の対象外とする）。

- (1) 「顧客の創造」を企業目的とした P.F.ドラッカーは、経営学発展の流れの中で、どのような位置づけとされているか、（もしくは、どのような学說的意義を持つか）説明しなさい。
- (2) 2000 年代以降において注目される経営戦略論を取り上げ、その内容について説明しなさい。
- (3) 現在のアジア諸国のなかで、世界的に注目されている企業（機関）を 1 つ取り上げ、その業務内容と成長理由について説明しなさい。
- (4) 「モチベーション」と「リーダーシップ」の関係性について、具体的事例を挙げながら説明しなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

〔経営学研究科 修士課程〕

※問題番号を明記すること。

科目	会計学
----	-----

次の（１）～（３）のうちから２問を選択し、答えなさい。まず最初に、答案用紙の選択問題番号記述欄に選択した問題の番号を明記すること。３問すべて答えた場合は、採点の対象外とする。

（１）以下の取引契約については、企業会計基準第 29 号「収益に関する会計基準」を適用します。各問いに答えなさい。

当社は、エスカレータの生産販売と保守点検サービスの提供を事業内容としている会社（決算日は 3 月 31 日）である。当社は、エスカレータ（耐用年数 20 年）の販売と据え付け工事を行い（工事日は 20x5 年 4 月 1 日）、あわせて当期首から 5 年間にわたる保守点検サービス（建築基準法に基づく法定点検。実施日は毎年 3 月 31 日）を、対価 1,380 万円で提供する契約を顧客と 20x5 年 4 月 1 日に締結した。当社は、このエスカレータの販売と据え付けだけを行う契約の場合の取引価格を 1,000 万円としている。また、5 年間の保守点検サービスだけを提供する契約の場合の取引価格を 500 万円としている。

【問 1】独立販売価額（stand-alone selling price）はいくらですか。単位は万円とする。
以下同じ。

【問 2】20x5 年 4 月 1 日の仕訳を書きなさい。

【問 3】20x9 年 3 月 31 日の仕訳を書きなさい。

【問 4】企業会計基準第 29 号「収益に関する会計基準」は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益（Revenue from Contracts with Customers）」の公表後に日本で作成され公表された基準である。企業会計基準第 29 号は、IFRS 第 15 号を日本語に翻訳しただけのものです。翻訳しただけでないならば、具体的にどう違うのか簡潔に説明しなさい。

【問 5】企業会計基準第 29 号が公表される以前に適用されてきた従来の収益認識に関する販売基準（実現原則）の 2 要件について述べなさい。

(2) キャッシュフロー計算書について、以下の各問いに答えなさい。

【問1】キャッシュフロー計算書は、どのような情報を作成し提供する書類なのか簡潔に述べなさい。

【問2】キャッシュの範囲を述べなさい。

【問3】キャッシュフロー計算書の表示区分の数はいくつありますか。具体的な区分の名称とともに答えなさい。

(3) 貸借対照表の資産と負債は、流動項目と固定項目に分類して表示される。資産の場合は流動資産と固定資産、負債の場合は流動負債と固定負債に分類される。以下の各問いに答えなさい。

【問1】流動項目と固定項目に分類する手続きについて、分類基準を提示しながら簡潔に説明しなさい。

【問2】流動項目と固定項目に分類する効果について簡潔に説明しなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

〔経営学研究科 修士課程〕

※問題番号を明記すること。

科目	税法
----	----

次の設問（１）から（５）のうち、２問を選択して解答しなさい。ただし、解答した問題の番号を最初に記入すること。なお、解答はそれぞれ記載された字数によること。

（１）租税法の解釈と適用について、借用概念と固有概念のそれぞれの意味内容について具体例を用いて説明せよ。（５００字程度）

（２）所得税法における必要経費の意味内容について述べよ。（５００字程度）。

（参照条文）

所得税法第 37 条（必要経費）

「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

２ 山林につきその年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。」

（３）法人税法における交際費等の意味内容について述べよ。（５００字程度）。

（参照条文）

租税特別措置法第 61 条の 4

「法人が平成二十六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この条において「適用年度」という。）において支出する交際費等の額（当

該適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額。以下この項及び次項において同じ。）が百億円以下である法人（通算法人の当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人の同日における資本金の額又は出資金の額が百億円を超える場合における当該通算法人を除く。）については、当該交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額）は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項の場合において、法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）のうち当該適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるもの（次に掲げる法人を除く。）については、前項の交際費等の額のうち定額控除限度額（八百万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を超える部分の金額をもつて、同項に規定するを超える部分の金額とすることができる。

一 普通法人のうち当該適用年度終了の日において法人税法第六十六条第五項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの

二 通算法人の当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人である場合における当該通算法人

イ 当該適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

ロ 前号に掲げる法人

3 通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）に対する前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 通算子法人の適用年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の適用年度終了の日に終了する当該通算子法人の事業年度とする。

二 前項に規定する定額控除限度額は、八百万円に当該適用年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（第四号イにおいて「通算定額控除限度額」という。）に、イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（第五項において「通算定額控除限度分配額」という。）とする。

イ 当該通算法人が当該適用年度において支出する交際費等の額

ロ 当該通算法人が当該適用年度において支出する交際費等の額及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が同日に終了する事業年度において支出する交際費等の額の合計額

三 前号の規定を適用する場合において、同号イ及びロの交際費等の額が同号の通算法人の同号の適用年度又は同号ロの他の通算法人の同号ロに規定する事業年度（以下この項において「通算事業年度」という。）の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該通算事業年度において支出する交際費等の額として記載された金額（以下この号及び第五号において「当初申告交際費等の額」という。）と異なるときは、当初申告交際費等の額を前号イ及びロの交際費等の額とみなす。

四 通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（次号において「更正」という。）がされる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二号の通算法人の同号の適用年度については、前号の規定は、適用しない。

イ 前号の規定を適用しないものとした場合における第二号ロに掲げる金額が通算定額控除限度額以下である場合

ロ 法人税法第六十四条の五第六項の規定の適用がある場合

ハ 法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合

五 通算事業年度について前号（ハに係る部分を除く。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第三号の規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該通算事業年度において支出する交際費等の額として記載された金額を当初申告交際費等の額とみなす。

4 前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 第三項の通算法人の適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この項において「他の通算法人」という。）の同日に終了する事業年度において支出する交際費等の額がある場合における当該適用年度に係る第二項の規定は、第七項の規定にかかわらず、当該交際費等の額を支出する他の通算法人の全てにつき、それぞれ同日に終了する事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、当該適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項、第三項及び前項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下この項において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号に

において「飲食費」という。)であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう。

一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

二 飲食費であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

7 第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第六項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。」

(4) 消費税法における免税事業者制度(免税点制度)について述べよ。(500字程度)

(5) 相続税法における納税義務者について述べよ。(500字程度)

以上

2026 年度 大学院入学試験問題 (秋季)

[経営学研究科 修士課程]

※問題番号を明記すること。

科目	英語
----	----

次の英文を読んで設問に答えなさい。

For almost two decades, managers have been learning to play by a new set of rules. Companies must be flexible to respond rapidly to competitive and market changes. They must benchmark continuously to achieve best practice. They must outsource aggressively to gain efficiencies. And they must nurture a few core competencies in the race to stay ahead of rivals.

(1) Positioning—once the heart of strategy—is rejected as too static for today’s dynamic markets and changing technologies. According to the new dogma, rivals can quickly copy any market position, and competitive advantage is, at best, temporary.

But those beliefs are dangerous half-truths, and they are leading more and more companies down the path of mutually destructive competition. True, some barriers to competition are falling as regulation eases and markets become global. True, companies have properly invested energy in becoming leaner and more nimble. In many industries, however, what some call *hypercompetition* is a self-inflicted wound, not the inevitable outcome of a changing paradigm of competition.

The root of the problem is the failure to distinguish between operational effectiveness and strategy. The quest for productivity, quality, and speed has spawned a remarkable number of management tools and techniques: total quality management, benchmarking, time-based competition, outsourcing, partnering, reengineering, change management. Although the resulting operational improvements have often been dramatic, many companies have been frustrated by their inability to translate those gains into sustainable profitability. And bit by bit, almost imperceptibly, management tools have taken the place of strategy. As managers push to improve on all fronts, they move farther away from viable competitive positions.

Operational Effectiveness: Necessary but Not Sufficient

Operational effectiveness and strategy are both essential to superior performance, which, after all, is the primary goal of any enterprise. But they work in very different ways.

(2) A company can outperform rivals only if it can establish a difference that it can preserve. It must deliver greater value to customers or create comparable value at a lower cost, or do both. The arithmetic of superior profitability then follows: delivering greater value allows a company to charge higher average unit prices; greater efficiency results in lower average unit costs.

Ultimately, all differences between companies in cost or price derive from the hundreds of activities required to create, produce, sell, and deliver their products or services, such as calling on customers, assembling final products, and training employees. Cost is generated by performing activities, and cost advantage arises from performing particular activities more efficiently than competitors. Similarly, differentiation arises from both the choice of activities and how they are performed. Activities, then, are the basic units of competitive advantage. Overall advantage or disadvantage results from all a company's activities, not only a few.

(3) Operational effectiveness (OE) means performing, similar activities *better* than rivals perform them. Operational effectiveness includes but is not limited to efficiency. It refers to any number of practices that allow a company to better utilize its inputs by, for example, reducing defects in products or developing better products faster. In contrast, strategic positioning means performing *different* activities from rivals' or performing similar activities in *different ways*.

Difference in operational effectiveness among companies are pervasive. Some companies are able to get more out of their inputs than others because they eliminate wasted effort, employ more advanced technology, motivate employees better, or have greater insight into managing particular activities or sets of activities. Such differences in operational effectiveness are an important source of differences in profitability among competitors because they directly affect relative cost positions and levels of differentiation.

(4) Differences in operational effectiveness were at the heart of the Japanese challenge to Western companies in the 1980s. The Japanese were so far ahead of rivals in operational effectiveness that they could offer lower cost and superior quality at the same time. It is worth dwelling on this point, because so much recent thinking about competition depends on it. Imagine for a moment a *productivity frontier* that constitutes the sum of all existing best practices at any given time. Think of it as the maximum

value that a company delivering a particular product or service can create at a given cost, using the best available technologies, skills, management techniques, and purchased inputs. The productivity frontier can apply to individual activities, to groups of linked activities such as order processing and manufacturing, and to an entire company's activities. When a company improves its operational effectiveness, it moves toward the frontier. Doing so may require capital investment, different personnel, or simply new ways of managing.

(出典: Porter, M.E., 1998, *On Competition*, Harvard Business School Press を一部改編)

問 1 下線部(1)を翻訳しなさい。

問 2 下線部(2)を翻訳しなさい。

問 3 下線部(3)を翻訳しなさい。

問 4 下線部(4)を翻訳しなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

〔経営学研究科 修士課程〕

※問題番号を明記すること。

科目	外国語（日本語）
----	----------

次の文章は、咲川孝（2019）『日本的経営—過去、現在、その向こう—』日本経営学会（【経営学論集第 89 集】統一論題サブテーマ② 日本的経営の何を残し、何を変えるのか？）pp.57-66 から的一部抜粋である（ただし、一部改変した）。これを読んで、次の問いに答えなさい。

問1 要旨を 300～400 字でまとめなさい。

問2 著者が考える「日本企業の特徴」について、（1）あなたが「評価できる」と思うことと、（2）「日本企業の今後の課題」を示し、あなたの考えと、その理由を、それぞれ 200 字程度で論述しなさい。（1）と（2）を必ず解答すること。

伝統的な日本的経営と日本のビジネスシステム—戦後からバブル経済まで—

戦後の日本経済の成功を Vogel（1979）は、ジャパン・アズ・ナンバーワンとして称賛をした。その経済のなかで、ミクロとして役割を果たしたのが日本の大企業であり、日本企業、その経営について Abegglen（1958）、Dore（1973）らは早くから注目していた。1980 年代に入り、日本的経営ブームが起こり、Ouchi（1981）は、日本企業組織を J タイプ、米国企業組織を A タイプとして呼び、その中間を Z タイプとして、米国企業のなかにも日本的経営を実施している企業があると主張をした。

日本企業にとってユニークな経営慣行、あるいは経営システムを日本的経営と呼び、Abegglen（1958）によると、それは、終身雇用（lifetime employment）、年功序列（senioritysystem）、企業別組合（enterprise unionism）である。これらは、日本的経営の 3 種の神器と一般に呼ばれる。Dore（1973）は、イギリスの工場と日本の工場とを比較して、日本の企業をコミュニティーだとみて、社内運動会、社歌など日本企業のユニークな面を上げている。Ouchi（1981）は、長期雇用、内部昇進などを J タイプ組織の特性だとみている。

Cameron and Quinn（2011）は、クラン（clan）、つまり氏族組織という表現を利用して、内部によく統合されるだけでなく、柔軟であり、意思決定参加が可能な組織モードを提示した。

本来、日本のクランとしては、封建制度のもとに生まれた氏族がその例であり、日本企業の組織はクランという表現がよく当てはまり、氏族組織として特徴付けられるであろう。つまり、それは、領主である経営者、雇用主に、終身雇用のもと忠誠を誓い、その見返りに従業員の保護をする、温情主義（paternalism）でもある。

日本的経営の三種の神器が日本的経営であるということ、さらにそれが実施される日本の組織の特徴は良く知られているが、これら人事管理や組織に関することばかりが日本の経営慣行、経営システムではない。生産システムは、フォードシステムのような単一、少数品種の大量生産というよりも、複数の製品を少量生産するトヨタ生産方式、あるいはリーン生産方式が日本で生まれたことが知られている。カンバンという生産指示票を用い、必要なものを、必要な時に、必要な量だけを生産をするジャストインタイム方式である。日本の企業は、計画よりも行動を重視して、その結果、分析麻痺症候群にならないようであった（Peters & Waterman, 1982）。ラディカルイノベーションよりも、インクリメンタルイノベーションが日本企業ではみられた。日本企業は、関連会社とグループ経営を行い、その中核となる銀行がグループ企業に融資をし、系列を構築していた。大企業完成品メーカーと部品サプライヤーとの間で長期的なサプライチェーンを構築して、ジャストインタイムの実施を可能にしていた。さらに、日本企業にとっては政府との関係も重要であった。企業統治に関しては、外部役員はまれであった（Westney, 1996）。

このように日本企業は社内のなかに強い組織を構築し、系列グループやサプライチェーンのなかで、さらに政府との間でも強い組織や関係を構築していた。当時、海外のコメンテータはこのような日本企業の組織を称賛、皮肉をも込めて、「日本株式会社（Japan Inc.）」と呼んだ。日本株式会社は、氏族組織であるひとつの企業を超えて、国レベルでみられるものであると理解できる。日本株式会社は、日本の経済のなかに生まれ、機能するビジネスシステムである。これは、組織の原理に基づいたものであり、組織型、あるいはチーム型、クラン、家族型のビジネスシステムと呼んでもよからう。よって、Whitley（1999）は、日本企業のビジネスシステムを、高度の調整タイプ（highly coordinated）として表現をしたように、戦後の日本のビジネスシステムは協調的である。表 1 には、日本のビジネスシステムの特徴を戦後とバブル崩壊後とに分けている。ここでビジネスシステムとは、従業員、企業統治、サプライチェーンからなる組織として捉えている。以下、戦後の日本のビジネスシステムから議論をする。

従業員と雇用者である企業との関係は、終身雇用で雇用が保障され、その見返り、あるいはそれを期待して、従業員と雇用者との間では相互互惠的な関係があった。その結果は、従業員は企業に対して強いコミットメントをもっていた。それは、領主である経営者、雇用主に、終身雇用のもと忠誠を誓い、その見返りに従業員の保護をするという意味で、温情主義的でもある。従業員と企業との間では、強い信頼、社内では企業文化がよく浸透をして、従業員はそれをよく理解をして、明示的な契約、統制よりも、非明示的な統制がなされた。組織形態は、協調が焦点である氏族型組織、つまりクランである。

ガバナンス、企業統治は以下のものであった。上場をしている日本企業は、終身雇用、年

功序列のなかで内部昇進をした人々が、取締役会の構成員、つまり上級役員になり、そのなかから経営者が選ばれた。系列という企業グループのなかで株式の相互持ち合いがあり、1990年代の前半には30%を超えていた。安定株主を形成でき、株価が下落をしても、敵対的買収の脅威にさらされることがなく、株主からの圧力を受けることなく企業経営者は安定的、長期的に経営を行うことができた。よって、経営者は、企業価値の向上、配当での株主への還元よりも、自社の従業員の雇用の安定、自社の組織の安定に焦点を置いた。日本の製造業は、サプライチェーンを構築して、大企業の完成品メーカーと、その部品供給の大企業、中小企業との間では、信頼に基づき、長期的な関係を構築していた。

表1 日本のビジネスシステム：戦後とバブル崩壊後

特性	戦後：組織型（クラン、チーム、家族）、協調的	バブル崩壊後：市場型、競争的
従業員の組織： 従業員との関係	互惠的、温情主義的	打算的、取引的
統制の源泉	信頼、企業文化、その他、非明示的統制メカニズム	契約、職業的標準の遵守、その他、明示的統制メカニズム
組織形態	氏族型組織（クラン）	市場
企業統治	社内から昇進した人々による統制と監視	企業外部からの独立役員と内部役員との統制と監視
所有	企業グループ内での株式の相互持ち合い	株式の相互持ち合いの瓦解：海外機関投資家によるより多くの所有
優先	職務の保障と雇用	自己資本の効率的な利用（自己資本利益率の資本コスト以上の達成）、株価の改善
サプライチェーン	信頼に基づき、長期的	短期的、市場原理に基づく

このような組織型、協調的な日本のビジネスシステムが作られた背景にあるのは、戦後の日本の制度的環境と無関係ではない。まず、国家が保護政策をはじめ、競争力がつくまで、国の産業を海外からの競争から保護しようという政策があった。企業グループにおける銀行がメインバンクとして機能をしていた。企業間の労働移動が少なく、内部労働市場が形成されていた。教育の質が高く、質の高い労働者がいた。さらに、移民政策がなく、同質的な労働力があった。そして、日本の集団主義的、平等的な国の文化が、日本のビジネスシステムの形成に影響を与えた。さらに、日本のビジネスシステムは、このような制度的環境のなかで十分に機能をでき、強化された。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）
〔経営学研究科 修士課程〕
《税法ゼミ志望者》

科目	小論文
----	-----

次の問題 1 または問題 2 のうち、いずれか 1 問だけを選択して解答しなさい。なお、選択した問題の番号を必ず最初に明記し、〔設問 1〕は解答用紙の表面に、〔設問 2〕は解答用紙の裏面に解答しなさい。

問題 1 次の事案の概要を読んで、以下の〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

最高裁令和 2 年 3 月 24 日（訟月 66 卷 12 号 1925 頁）判決の事案の概要は以下のとおりであった。納税者 X は、被相続人 A の所得税の納税義務を承継した。A は、B 株式会社の代表取締役社長の地位にあり、有限会社 C に対して、自己の保有する B の株式のうち 72 万 5、000 株を、配当還元方式による評価額と同額の 1 株当たり 75 円の合計 5、437 万 5、000 円で譲渡した。X は、株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額を譲渡対価と同一金額で申告した。税務署長 Y は、当該譲渡対価は類似業種比準方式により算定したその時の株式の価額の 2 分の 1 に満たないから、所得税法 59 条 1 項 2 号に定める著しく低い価額の対価に該当するとして更正処分等をしたため、納税者がその処分の取り消しを求めた。

〔設問 1〕

所得区分の意義と譲渡所得課税の趣旨について述べなさい（700 字程度）。

〔設問 2〕

租税法規には、不確定概念が用いられることがある。租税法規における不確定概念について、課税要件明確主義を説明したうえで、課税要件明確主義に違反する不確定概念と違反しない不確定概念について述べなさい（700 字程度）。

【参照】

所得税法 33 譲渡所得とは、資産の譲渡……による所得をいう。……

3 譲渡所得の金額は……、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除……した金額とする。……

所得税法 59 次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺

贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）
二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）
……

問題 2 次の事案の概要を読んで、以下の〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

最高裁令和 4 年 4 月 19 日（民集 76 卷 4 号 411 頁）判決の事案の概要は以下のとおりであった。X らは、平成 24 年 6 月 17 日に 94 歳で死亡した被相続人 A の共同相続人である。相続で取得した相続財産の一部には、2 棟の本件各不動産が含まれていた。X らは、遺言および協議に基づき遺産分割をし、X らのうちの 1 名が本件各不動産を取得した。X らは、本件各不動産について、相続開始時における財産評価基本通達の定める評価方法で評価した各通達評価額として相続税の申告をした。

税務署長 Y は、平成 28 年 2 月 27 日付けで国税庁長官に対し、本件各不動産を、財産評価基本通達の定める評価方法によらない他の合理的な評価方法によって評価する財産評価基本通達 6 を適用したい旨の上申をし、国税庁長官から指示を受けた。そして、Y は、同年 4 月 27 日付けの各通知書を送達し、本件各不動産が財産評価基本通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められるから、別途実施した不動産鑑定士による本件各鑑定評価額をもって時価とすべきであるとして、相続税に係る各更正処分および過少申告加算税の各賦課決定処分をした。これに対して、X らは、当該処分の各取り消しを求めた。

〔設問 1〕

相続税の意義と課税方式について述べなさい（700 字程度）。

〔設問 2〕

通達の法的位置づけを明らかにしたうえで、通達をめぐる課税問題について、租税法の基本原則の観点から私見を述べなさい（700 字程度）。

【参照】

相続税法 11 の 2 相続又は遺贈により財産を取得した者が第 1 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

2 相続又は遺贈により財産を取得した者が第 1 条の 3 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続又は遺贈により取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。

相続税法 22 この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時点における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

以 上

2025 年度 9 月入学 大学院入学試験問題

〔経営学研究科 修士課程〕

※問題番号を明記すること。

科目	経営学
----	-----

以下の設問（１）～（４）のうち、１問を選択して解答しなさい。選択した設問の番号を記入して解答すること（２つ以上の問題を解答した場合はゼロ点とする）。

- （１）バーナード(C.I. Barnard)の経営組織論は、それまでの経営学説をいかに進化させたか。テイラー(F.W.Taylor)メイヨー(G.E.Mayo)による経営学説の内容も併せて、説明しなさい。
- （２）20 世紀初頭にアメリカ企業デュポン(Du Pont)社は、職能別組織を完成させた。その後、同社は 1920 年代以降に事業部制組織へと企業形態を転換した。デュポン以外の企業事例も含めて、このような転換がなぜ生じたのかを説明しなさい。
- （３）近年、世界の先進諸国で企業の不祥事が相次いでいる。コーポレートガバナンスという概念を用いて、このような不祥事が起きる原因と対応策について説明しなさい。
- （４）「ベンチャービジネス」と「イノベーション」という言葉を用いて、「企業社会」が発展するプロセスについて説明しなさい。

以上

2025 年度 9 月入学 大学院入学試験問題

〔経営学研究科 修士課程〕

※問題番号を明記すること。

科目	外国語（日本語）
----	----------

次の文章は、大森信（2019）『日本企業と掃除－5S 活動生成と展開の歴史と手段重視型の経営－』日本経営学会誌第 42 号 pp. 27-39 からの抜粋である（ただし、一部改変した）。これを読んで、次の問いに答えなさい。

【問 1】 要旨を 300～400 字でまとめなさい。

【問 2】 著者の日本企業の掃除に関する主張について、あなたが「正しいと考える」、あるいは「正しくないと考える」場合に、その理由を具体的に指摘し、450～500 字で論述しなさい。

ただし「正しいと考える」と「正しくないと考える」の両方を論述する必要はありません。

日本企業についての古い文献や社内資料などに遡って、日本企業と掃除や整理整頓との関連性に注目した。民間企業勃興期からの日本企業の歴史は、新たな目的に適宜変更したり追加したりしながら掃除や整理整頓に注力し続けた歴史であったとも指摘できる。具体的には、顔見知りでない不特定多数の人間を雇用し始めた時期、掃除や整理整頓を社内に導入して従業員たちが規律正しく、勤勉に働くように躰付けをしていた。組織内の勤勉性を向上させるための掃除や整理整頓であった。また関東大震災後、昭和恐慌といった苦境期には、無駄なし週間の名の下で、各社が掃除や整理整頓に取り組んでいた。つまり無駄を省いたり節約したりするための掃除や整理整頓であった。

さらに職場の安全性を、特に大きな労働災害が頻発していた工場内の安全性を高めるために、製造業を中心にして取り組み始めたのが 3S であった。安全性の向上のための掃除や整理整頓になった時代である。そして数多くの日本の大手企業が 5S と称し始めた時期は、TPM を通じて、欧米企業との熾烈な競争の中で社内全体の生産性を高めるために掃除や整理整頓に注力した。生産性の向上のための掃除や整理整頓となった。

現在は、製造業だけでなく、サービス業においても 5S に取り組む日本企業が少なくない。

特に TPM には取り組んではないものの、例えば業務改善や社風改善運動の一環として取り組む企業も少なくない。あるいは伊那食品工業のように、人間としての基本や会社としての基本であると標榜して、新入社員にはまず徹底した 5S を求めるなど、人材育成のための重要な手段として掃除や整理整頓を位置付けている企業もある（塚越 2009）。

「当社では、『整理、整頓、清掃、清潔、しつけ』という『基本の 5S』を新入社員に徹底的に叩き込みます。いずれも体を使って行うことです。『動かなきゃ損』と分かってくると、社員たち飲み込みも早くなってきます。どれもできて当たり前のことばかりですが、このような凡事さえできないようでは、いくら高邁な経営戦略を掲げても無意味です。『基本の 5S』は、人間の基本でもあり会社の基本でもあるわけです。」（165 ページ）

さらに近年には、ISO、OSHMS、HACCP などの資格取得のために、掃除や整理整頓に力を入れる企業がさまざまな業界にある。そして日本電産のように作法といった独自の S を付け加えて 6S にしたり、石坂産業やホンダカーズ中央神奈川のように当初は 3S や 5S として開始したものの企業の成長に応じて 7S や 30S へと数を増やしたりしている企業が少なくない。企業の独自性や成長性を高めるために掃除や整理整頓を活用し始めているとして指摘できる。まさに時代や状況の変化に応じて、会社が直面した大きな経営課題を解消するための起点の 1 つとして掃除や整理整頓を活用し続けてきたのが日本企業である。

掃除や整理整頓という手段を大切にしながら、その掃除や整理整頓をさまざまな目的に活用していく。こうした日本企業を「手段重視型経営」の企業として指摘できる。手段重視とは、掃除さえしていればあらゆる問題が解決できたり、手段そのものが目的化してしまったりすることではない。あるいは何の目的もなしに掃除を始めることでもない。手段重視とは当初の目的に固執することなく、社内の状況や時代の変化に応じて、手段を大切にしながら新たな目的を見出して、目的を追加や変更していくことである。手段始動、手段志向とも称せるのが手段重視である。

一方で、この手段重視の経営と対比して現在支配的な経営観の特徴について示すならば「目的重視型の経営」として指摘することができる。目的重視型の経営とは、まず目的ありきであり、そしてその目的を最も効率良く達成するためのさまざまな手段を選択して駆使するという経営観である。例えば「組織は戦略に従う」という命題で示される経営観もまずは明確な戦略の提示ありきという目的重視の経営観に属するものと指摘できる。さらに最初の経営学書の 1 つとされる Taylor (1911) 『科学的管理法』の中にも目的重視の経営観の源流を見出すことができる。例えば『科学的管理法』においては、本論文が着目してきた掃除の大切さが説かれている。Taylor 自身が提唱する科学的管理法を実現する過程で、社内使用する機械設備や道具を綺麗に掃除することが説かれている。科学的管理法の実現という唯一の目的のための掃除の徹底である。さらに Taylor の求めた掃除法と日本企業が実践する掃除法の間には相違点がある。それは、Taylor が専門の係（修繕係）を設けて彼らのみが掃除をすることを求めたのに対して、日本企業では TPM が求めたように時に経営トップや管理職も含めて皆で全社的に掃除することが少なくないという相違点である。

表 1 目的重視型の経営と手段重視型の経営

目的重視型の経営	手段重視型の経営
まず目的を明示。その目的が最終目的。	初めの目的に必ずしもこだわらない。
目的を 1 つに絞る。	目的が多様化していく。
1 つの目的を多様な手段で実現しようとする。	1 つの（限られた）手段で多様な目的を実現しようとする。
目的の共有を求める。	手段の共有を求める。

なぜ Taylor は皆で掃除するのではなく、専門の部署のみが掃除することを求めたのか。分業制の方が、効率的だからである。Taylor が提唱した科学的管理法とは、社内の仕事をできるだけ分業化した上で、それぞれの仕事についての最も効果的かつ効率的なやり方を標準として定め、各人がその通りにきちんと仕事していけば全体の効率や生産性が向上していくというものであった。そこで掃除についても、分業化と標準化によって効率化を求めた。すなわち分業化と標準化による効率化の追求が企業経営の基本という経営観である。この Taylor を源流として、今日支配的な経営理論や手法の多くには、事前合理性、目的性をまず重視し、そして分業によって効率性を追求していく特徴がある。事前に目的を明確にして、それを可能な限り効率的に追求することを合理的とする理論や手法である。逆に言えば、目的が事前に判然としないものや非効率なものを非合理的とするという特徴があると示せる。目的始動、目的志向とも称せるのが目的重視である。最初に掲げた目的が最終目的であり、唯一で不変の目的である。Taylor については、科学的管理法の実現という唯一の目的のための掃除であった。時代や状況の変化に応じて、掃除の新たな目的を追加したり変更したりしてきた手段重視型の経営とは対比的である。以上の両者を表 1 として示す。

※論文中の脚注、参考文献の記載は行っていない。

以 上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

[経営情報研究科 修士課程]

※問題番号を明記すること。

科目	消費者行動論
----	--------

以下の設問（1）から（3）のうち、2問を選択して解答しなさい。なお、選択した問題の番号を必ず最初に明記すること（全問題を解答した場合は、採点の対象外とする）。

- （1）消費者の長期記憶について、「集合的記憶」と呼ばれるものの内容を記述しなさい。
また、「集合的記憶」の応用とみなせるマーケティングの事例を詳述しなさい。
- （2）「相互協調的自己観」と「相互独立的自己観」について、それぞれの説明を詳述しなさい。
また、この2つの自己観が消費者の選択に与える影響を考え、それぞれ詳述しなさい。
- （3）経済学者ハーヴェイ・ライベンシュタインによる「消費の外部効果」が生じた「需要曲線のタイプ」を挙げ、それぞれを詳述しなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

[経営情報研究科 修士課程]

※問題番号を明記すること。

科目	小論文（会計学）
----	----------

以下の会計学に関する 3 つの設問のすべてに解答しなさい。解答にあたっては、対応する設問番号および項目番号を示すこと。文字数の条件は設定しないが、用紙と制限時間の範囲内で詳しく解答すること。

問1 新リース会計基準について

- 1) 2024 年に公表された新リース基準のポイントを説明しなさい。
- 2) 新リース基準による影響およびこの基準について考えを述べなさい。

問2 のれんの会計について

- 1) のれんの会計は何が問題となっているのか説明しなさい。
- 2) のれんの会計はどうあるべきか、考えを述べなさい。

問3 トライアングル体制について

企業会計において長らくトライアングル体制と呼ばれてきた関係について説明しなさい。その際に、トライアングルの内容に言及し、それらの特徴を述べなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

[経営情報研究科 修士課程]

※問題番号を明記すること。

科目	消費者行動論
----	--------

以下の設問（１）から（３）のうち、２問を選択して解答しなさい。なお、解答の文章の冒頭に、選択した問題の番号を必ず明記すること（全問題を解答した場合は、採点の対象外とする）。

- （１）消費における流行の発生メカニズムを、トリクルダウン理論を用いて説明しなさい。
また前記に関し、トリクルダウン理論に当てはまらない流行の事例をあげ、その流行の態様を記述しなさい。
- （２）準拠集団の製品カテゴリー別の影響に関し、「公的な必需品」と「私的な必需品」に該当する商品例をそれぞれ挙げなさい。また、「公的な必需品」と「私的な必需品」では準拠集団からの影響にどのような違いがあると考えられるか、カテゴリー採択とブランド選択の２つの観点からそれぞれ記述しなさい。
- （３）観察学習（モデリング）のプロセスを区分し、それぞれのプロセスを説明しなさい。
また、観察学習に当たる消費者行動の事例を挙げ、そのプロセスと結果として生じた行動変容を記述しなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

〔人間科学研究科 修士課程 臨床心理学専攻〕

※解答用紙は問題 1 題につき 1 枚使用し、先頭に問題番号を明記すること。

科目	臨床心理学
----	-------

次の【問題 1～4】のうち 2 つ選択して答えなさい。なお、問題番号が記入されていないものは採点しません。

【問題 1】

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定められているものである。2022 年に閣議決定された第 4 次大綱における「自殺総合対策における当面の重点施策」には、新たに「女性の自殺対策を更に推進する」ことが加えられた。なぜ女性の自殺対策が強化されることになったのか、その背景について述べなさい。また、大綱の「女性の自殺対策を更に推進する」に挙げられている具体的な施策を書きなさい。

【問題 2】

精神科デイケアについて以下の質問に答えなさい。

①精神科デイケアとはどのような場であり、そこで目指される治療効果はどのようなものでしょうか。自分の考えを記述しなさい。

②精神科デイケアにおける公認心理師/臨床心理士の役割について記述しなさい。

【問題 3】

近年、学校現場においてスクールカウンセラーに求められる役割は多様化している。学校という場を踏まえ、個別面接、コンサルテーション、チーム支援、予防的支援の観点から、スクールカウンセラーの専門性について論じなさい。

【問題 4】

あなたは、私設相談機関で仕事をする心理職です。以下の事例を読んで、問いに答えなさい。

幼稚園に通う 5 歳の息子 A について、母親の B さんが相談に訪れました。B さんの主訴は、次のようなものでした。

「A は、幼稚園で落ち着きがなく、他の子どもたちに暴力をふるったり、集団活動にうまく参加できなかったりする。そのため、B さんは幼稚園からたびたび呼び出しや注意を受け、また、ママ友たちからは非難の目を向けられている。A には発達障害があるのではないか」。

まず、B さんから、A の生育歴や現在の家庭の状況について聞くなかで、次のようなことがわかってきました。

B さんは、A の父親である夫の C さんと A との 3 人暮らしです。C さんは非常に神経質で、少しでも気に入らないことがあると、B さんに暴言を吐いたり家の中の物を壊したりします。また、A にも強い口調で叱責したり、時には手を出したりすることもあります。そのため B さんは、常に C さんの機嫌を損ねないようにと気を使い、A にもおとなしくしているようにと気を使わせて生活をしています。A は、できるだけ C さんに近づかないようにしていますが、おもちゃを片付けられなかったり、時には癇癪を起したりするため、それが C さんの機嫌を損ねないかと、B さんは心穏やかではられません。B さんには、このような生活を続けていく自信がなくなっています。

また、B さんは、A には発達障害があるのではないかと疑いながらも、さまざまな習い事をさせ、A が得意なことや自信が持てることを見つけようと奔走しています。そのため、A の生活は日々、過密スケジュールになっています。

(問 1)

A の「発達障害」についてどのように考えるか、以下の視点から記述してください。

- ① この時点での仮説、あるいは見立て
- ② 今後、アセスメントを進めていくうえで、具体的にどのようなことをしていくか

(問 2)

この時点で、B さんには、どのような援助が必要だと考えるか、他機関・他職種連携の視点から記述してください。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

[人間科学研究科 修士課程 臨床心理学専攻]

※問題番号を明記すること。

科目	外国語（英語）
----	---------

以下の英文は、臨床心理学における心理的アセスメント手法の一つである Ecological Momentary Assessment (EMA) について述べたものである。これを読んで、問 1～3 に答えなさい。

① Assessment in clinical psychology typically relies on global retrospective self-reports collected at research or clinic visits, which are limited by recall bias and are not well suited to address how behavior changes over time and across contexts. ② Ecological momentary assessment (EMA) involves repeated sampling of subjects' current behaviors and experiences in real time, in subjects' natural environments. EMA aims to minimize recall bias, maximize ecological validity, and allow study of microprocesses that influence behavior in real-world contexts. EMA studies assess particular events in subjects' lives or assess subjects at periodic intervals, often by random time sampling, using technologies ranging from written diaries and telephones to electronic diaries and physiological sensors. We discuss the rationale for EMA, EMA designs, methodological and practical issues, and comparisons of EMA and recall data. EMA holds unique promise to advance the science and practice of clinical psychology by shedding light on the dynamics of behavior in real-world settings.

【 出典：Saul Shiffman et al. ; Ecological Momentary Assessment. p.1 】

問 1 下線部①および②の英文を、日本語として自然で読みやすく、かつ内容を正確に反映するように和訳しなさい。

なお、専門用語については、必要に応じてカタカナ表記または簡潔な日本語訳を用いてよい。

問 2 本文の内容に基づき、次の問いに日本語で簡潔に答えなさい。

- ① 本文において、recall bias が問題とされている理由を述べなさい。
- ② EMA が ecological validity を高めるとされるのはなぜか、本文の趣旨に即して述べなさい。

問 3 EMA が臨床心理学の研究および実践において有用であるとされる理由について本文ではどのように述べているか。「行動の理解」という観点から、40～60 字程度で述べなさい。

以 上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

（人間科学研究科 修士課程 人間共生専攻）

※問題番号を明記すること。

科目	スポーツハイパフォーマンス特論
----	-----------------

次の設問に解答しなさい。

第 1 問（跳躍のバイオメカニクス）

跳躍運動のバイオメカニクスについて、遠くに跳ぶ跳躍と高く跳ぶ跳躍を比較し、それぞれのパフォーマンスが決定される要因を、踏切直後の身体重心速度における水平速度（跳躍方向）および鉛直速度（上方向）の観点から説明せよ。

（200 字程度）

第 2 問（コンディショニング：トレーニング後のケア）

【設問】

トレーニング後のケア（リカバリー）の目的と代表的な手段について、以下の 3 つに分けて説明せよ。

- ① トレーニング直後のダメージケア
- ② クーリングダウン
- ③ 生活場面での回復促進（睡眠・栄養等）

それぞれの狙いと具体例を示すこと。

（200 字程度）

第 3 問（ドーピングコントロールの全体像）

スポーツにおけるドーピングコントロールの全体像について、次の 3 つの観点から説明せよ。

- ① 検査の種類
- ② 競技者が注意すべき事項
- ③ 血液検査に関する手続きと目的

（200 字程度）

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

【人間科学研究科 修士課程 人間共生専攻】

※問題番号を明記すること。

科目	スポーツクラブマネジメント特論
----	-----------------

次の問題 1 から問題 4 のすべての設問に答えなさい。

問題 1. 以下の問いに答えなさい。

（設問①）マーケティングの定義をまとめなさい。特に販売志向とマーケティング志向の違いを明確にしたうえで、論述をすること。（250 字程度）

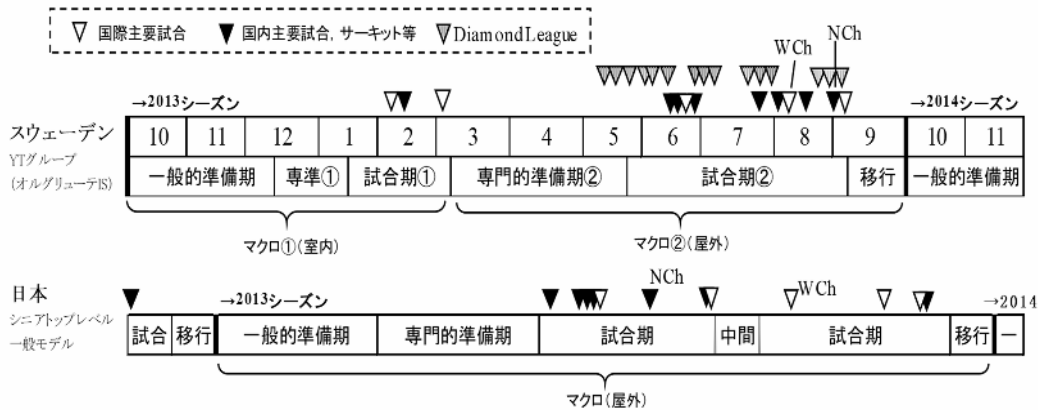
（設問②）マーケティングにおける顧客志向のあり方について説明をなさい。（250 字程度）

（設問③）近年、顧客志向の限界という指摘がありますが、その理由について説明をなさい。（250 字程度）

（設問④）スポーツマーケティングの定義をまとめなさい。特にスポーツのマーケティングとスポーツを利用したマーケティングの違いを明確にしたうえで、論述をすること。（250 字程度）

問題 2. 以下の図表①②を読み取り、問いに答えなさい。

図表① スウェーデンおよび日本の年間トレーニング周期



図表② スウェーデンおよび日本の年間トレーニング周期の長さ

単位: 週										
	マクロ①(室内シーズン)			マクロ②(屋外シーズン)			合計			
	一般的準備期	専門的準備期	試合期	一般的準備期	専門的準備期	試合期	一般的準備期	専門的準備期	試合期	
スウェーデン (Örgryte IS)	10	5	7	0	12	15	10	17	22	4
日本	0	0	0	11	11	28	11	11	28	3

【出典 杉林孝法『日本のアスリート環境を考えるー脱・ガラパゴス化に向けてー、スポーツの「あたりまえ」を疑え!』を抜粋】

(設問①) スウェーデンと日本の試合期と試合数を比較して、どのような特徴の違いがありますか? 具体的に数字をあげて説明をください。(250 字程度)

(設問②) スウェーデンと日本の一般的準備期、移行期、専門的準備期を比較して、それぞれの特徴をまとめなさい。注) 具体的に数字をあげて説明をすること。(250 字程度)

(設問③) スウェーデンと日本のトレーニング周期を比較して、それぞれのメリットと課題をまとめなさい。(各 120 字程度)

- 1) スウェーデンのメリットと課題
- 2) 日本のメリットと課題

問題 3. 図表③を用いて、以下の問に答えなさい。

(設問①) プロ野球、Jリーグ、Bリーグ、それぞれについて、選手1人あたりの売り上げを算出なさい。

図表③ プロスポーツリーグの生産性比較

	プロ野球	Jリーグ	Bリーグ
シーズン	4～10月	3～12月	10～5月
ホームゲーム数	71～72試合	17試合	30試合
A：事業収入	約130億円	約48億円	約9億円
B：入場者数	約210万人	約32万人	約9.2万人
C：プロ選手数	70人	30人	12人
ホームゲーム1回あたり入場数	29,167人	18,824人	3,067人
日本人平均年俸	40百万円	25百万円	13百万円

【出典 大河正明『社会を変えるスポーツイノベーション』を抜粋、一部改変】

(設問②) プロ野球、Jリーグ、Bリーグ、それぞれについて、選手1人あたりの入場者数を算出なさい。

(設問③) Bリーグが1人あたりの入場者数を現在の1.5倍に上げるための集客戦略をまとめなさい。ターゲット、プロダクトアイデンティティを明確にしたうえで、具体的な施策を提示すること。(250字程度)

問題 4. Jリーグが取り組む社会連携「シャレン！」について、コンセプトを説明したうえで、代表的な事例について説明をなさい。(300字程度)

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

（人間科学研究科 修士課程 人間共生専攻）

※問題番号を明記すること。

科目	コミュニティヘルス
----	-----------

以下の設問（１）（２）のうち、１問を選択して解答しなさい。なお、選択した問題の番号を必ず明記した上で解答すること（２つ以上の問題を解答した場合は、採点の対象外とする）。

- （１）コミュニティヘルスの重要性について、具体例を示しながら論じなさい。
- （２）個人の健康と地域環境の関係について、具体例を示しながら論じなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（春季）

（人間科学研究科 修士課程 人間共生専攻）

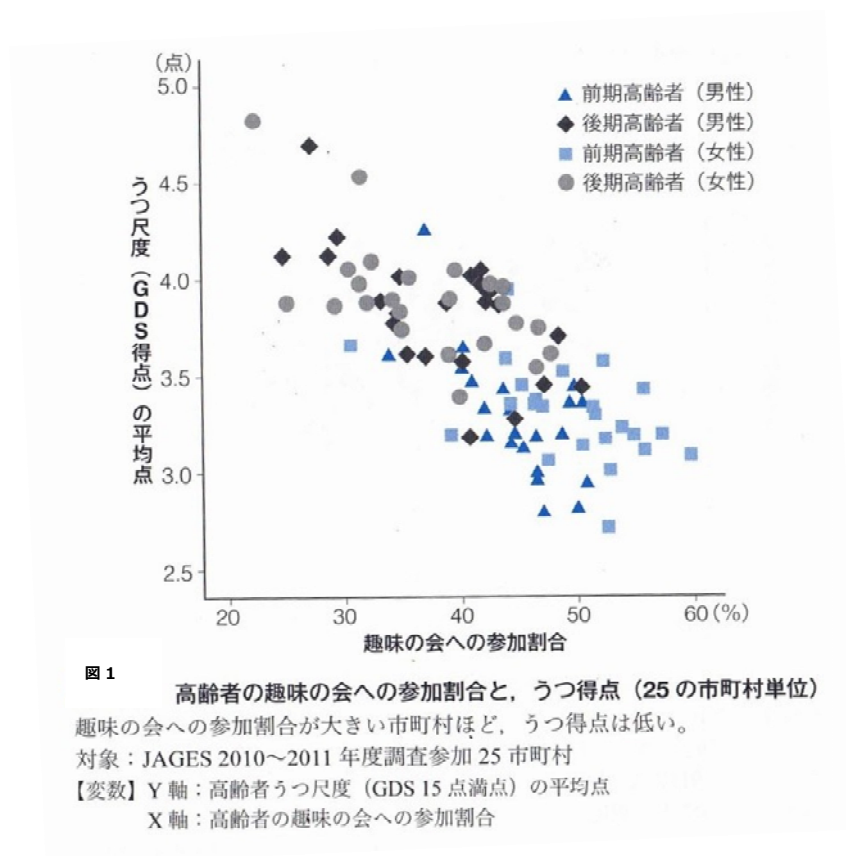
※問題番号を明記すること。

科目	ヘルスケア領域
----	---------

1. ソーシャルキャピタルと健康について

設問 1 図 1 は横軸に趣味の参加割合、縦軸に高齢者うつ尺度の平均点（点数が高いとうつ状態である）との関連を、市町村単位で集計したグラフである。

グラフの結果を説明し、うつ状態を抑える取り組みを考察してください。



（出典：近藤克則「健康格差社会の処方箋」 p153,2016）

設問 2 図 2 はポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの関係を表したグラフである。ポピュレーションアプローチの利点を説明してください。

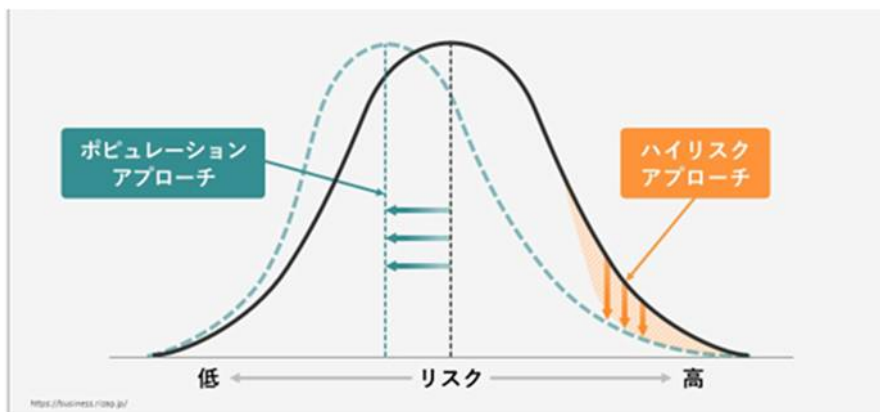


図 2 ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの関係
(出典：近藤克則「健康格差社会の処方箋」p188,2016)

設問 3 図 3 は横軸にスポーツ組織への参加割合、縦軸に過去 1 年間の転倒割合との関連を小学区単位で集計したグラフである。
グラフの結果を説明し、転倒を予防する取り組みを考察してください。

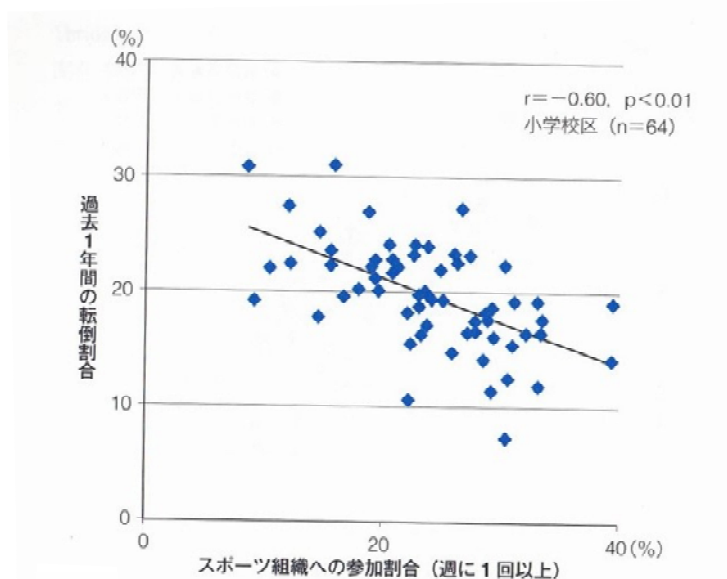
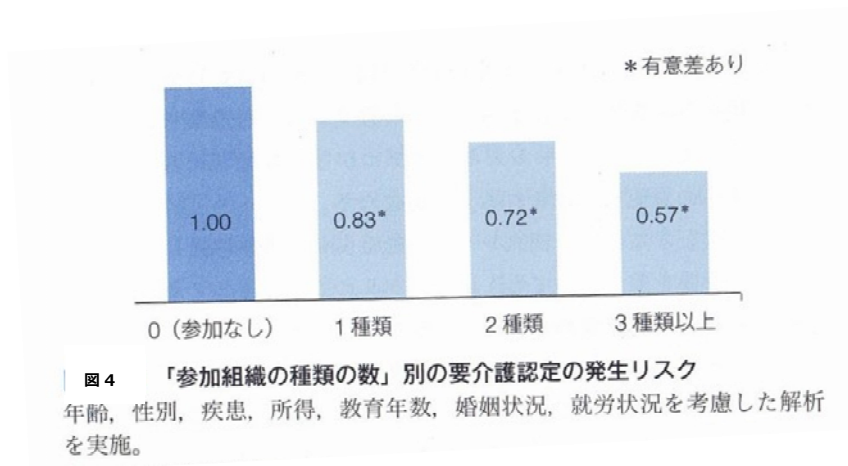


図 3 スポーツ組織への参加割合と転倒割合 (小学校区別)

転倒率は 7.4～31.1% と 4 倍以上の差。スポーツ組織参加割合と相関。
対象：6 保険者 (9 市町村) の要介護認定を受けていない人で郵送調査に回答した 2 万 9117 人 (回答率 62.3%)。65～74 歳。ADL 自立者、うつなしの者 1 万 6102 人に限定。

(出典：近藤克則「健康格差社会の処方箋」p156,2016)

設問 4 図 4 は参加組織の種類の数と要介護認定の発生リスクを表したグラフである。
グラフの結果を説明し、介護認定を抑える取り組みを考察してください。



(出典：近藤克則「健康格差社会の処方箋」p157,2016)

2. 地域共生社会について

設問 下記のキーワードを用い、地域共生社会における健康づくりを説明してください。

少子高齢化、 社会的孤立、 「支え手」「受け手」、 Well-being、 ICT

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

〔人間科学研究科 修士課程 臨床心理学専攻〕

※解答用紙は問題 1 題につき 1 枚使用し、先頭に問題番号を明記すること。

科目	臨床心理学
----	-------

次の【問題 1～4】のうち 2 つ選択して答えなさい。なお、問題番号が記入されていないものは採点しません。

【問題 1】

厚生労働省は 2025 年に自治体等におけるひきこもり支援の指針として「ひきこもり支援ハンドブック：寄り添うための羅針盤」を公表しました。このハンドブックで述べられているひきこもり支援に対する考え方について説明しなさい。その際、次の 3 つのキーワードを含めること。

〔社会モデル，自律，伴走型支援〕

【問題 2】

個人精神療法と集団精神療法を組み合わせる併行療法について以下の質問に答えなさい。

同一の治療者が同一のクライアントに対して個人精神療法と集団精神療法を組み合わせる併行療法を「コンバインド・セラピー（combined therapy）」という。一方、異なる治療者が同一のクライアントに対して個人精神療法と集団精神療法を組み合わせる併行療法を「コンジョイント・セラピー（conjoint therapy）」という。

- (1) 個人精神療法と集団精神療法を組み合わせる併行療法の有効性について自分の考えを記述しなさい。
- (2) 「コンバインド・セラピー」と「コンジョイント・セラピー」それぞれについて、実施にあたっての留意点を記述しなさい。

【コンバインド・セラピー】

【コンジョイント・セラピー】

【問題 3】

心理的アセスメントにおける生物心理社会モデル (Biopsychosocial model) について、その概要を説明した上で、このモデルに基づいたアセスメントの意義について、具体例に触れながら説明しなさい。

【問題 4】

あなたは A 中学校のスクールカウンセラー (SC) です。

A 中学校 2 年生の B さん (14 歳) のケースに関する支援や、SC の役割について以下の問いに答えなさい。

B さんは、ここ 1 か月ほど授業中に居眠りやぼんやりしている様子が増え、提出物の遅れも目立つようになった。国語の担任からは「授業中に声をかけても返事がなく、ノートをとらない」との報告があり、学級内で孤立している印象があるという。

養護教諭の記録によれば、B さんは週に 2～3 回保健室を訪れており、頭痛や腹痛を訴えるものの、「横になりたい」と言ってベッドで過ごすことが多い。担任が家庭に連絡したところ、母親は「夜遅くまでゲームをして朝起きられない。注意すると反発される」と語り、対応に困難を感じていた。父親は単身赴任中で平日は不在である。

母親の希望もあり、B さんは数週間前から小児科に継続的に通院している。その後、学校の勧めで SC の面談が始まり、B さんは「クラスでからかわれてつらい」「母に話しても分かってもらえない」と打ち明けた。SC であるあなたは、今後も継続的に面接を行うことを検討している。

現在、学校では学年主任を交えたケース会議が開かれ、担任・養護教諭・スクールソーシャルワーカー (SSW) も含めて支援の方向性が話し合われている。

- (1) 本ケースにおける SC の役割を、①児童生徒への支援、②保護者への支援、③教職員への支援の観点から、それぞれ簡潔に記述しなさい。
- (2) B さんへの支援の方向性について、①短期的支援 (学校生活での具体的対応など)、②中長期的支援 (心理的課題の軽減や家庭・学校での支援体制など) に分けて記述しなさい。そのうえで、B さんが継続的に通院していることを踏まえ、担任・養護教諭・学年主任・SSW・医師を含めた多職種連携のポイントを整理して記述しなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

[人間科学研究科 修士課程 臨床心理学専攻]

※問題番号を明記すること。

科目	外国語（英語）
----	---------

以下は、Barbara Dockar-Drysdale による”The management of violence in disturbed children” (1971) (“Consultation in Child Care” Longman, 1973 所収) の一部です。よく読んで、下記の問いに答えなさい。

著作権上の許諾が得られていないため非公開

著作権上の許諾が得られていないため非公開

- 1, 下線部(1)について、Winnicott は、'ordinary devoted mother' は、赤ん坊に対して、どのようなことをすると述べていますか。
- 2, 下線部 (2) を訳しなさい。
- 3, 下線部 (3) を訳しなさい。
- 4, (4) A neurotic, integrated child と、(5) The deprived, unintegrated child について、それぞれの特徴や違いを簡潔にまとめなさい。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

（人間科学研究科 修士課程 人間共生専攻）

※問題番号を明記すること。

科目	スポーツ・健康科学
----	-----------

次の設問（１）から（５）のうち、いずれか２問を選択して解答しなさい。ただし、解答した番号を最初に明記したうえで、解答は、それぞれ記載された字数以内で述べなさい。

- （１）身体運動・スポーツ時に消費される無酸素性および有酸素性エネルギー供給について述べよ。（500 字程度）。
- （２）パフォーマンス向上を目的に高地トレーニングが行われるが、そのトレーニングの利点について述べよ（500 字程度）。
- （３）スポーツ選手のトレーニング方法にインターバルトレーニングがある。どのようなトレーニング方法か具体例を挙げて述べよ（500 字程度）。
- （４）筋肉は速筋線維と遅筋線維のタイプに分類できる。これら速筋線維と遅筋線維の特徴について述べよ（500 字程度）。
- （５）ある若年女性がダイエットを試みたいと考えている。現在、身長 160 cm、体重 60 kg であり、3 か月で 10 kg の減量を目指している。どのような運動処方が考えられるか具体的に述べよ（500 字程度）。

以上

2026 年度 大学院入学試験問題（秋季）

[人間科学研究科 修士課程 人間共生専攻]

※問題番号を明記すること。

科目	コミュニティヘルス
----	-----------

以下の設問（１）（２）のうち、１問を選択して解答しなさい。なお、選択した問題の番号を必ず明記した上で解答すること（２問とも解答した場合は、採点の対象外とする）。

（１）コミュニティヘルスについて、「エンパワメント」という語を用いて具体例を示し説明しなさい。

（２）主観的健康状態を保つために必要な要因について、あなたの考えを論じなさい。

以上

2025 年度 9 月入学 大学院入学試験問題

[人間科学研究科 修士課程 人間共生専攻]

※問題番号を明記すること。

科目	コミュニティヘルス
----	-----------

以下の設問（１）（２）のうち、１問を選択して解答しなさい。なお、選択した問題の番号を必ず明記した上で解答すること（２つ以上の問題を解答した場合は、採点の対象外とする）。

（１） コミュニティヘルスについて、具体例を用いて説明しなさい。

（２） 独居の A さん（90 歳）は、重度の認知症を発症しています。A さんが住み慣れた家で独居のまま生活をつづけるために必要な要件について、コミュニティヘルスの視点から述べなさい。

以上

2025 年度 9 月入学 大学院入学試験問題

[人間科学研究科 修士課程 人間共生専攻]

※問題番号と設問番号を明記すること。

科目	ヘルスケア領域
----	---------

以下の設問すべてに解答してください。

【問題 1】下の図 1 のグラフは介護保険制度における介護が必要となった理由のグラフである。

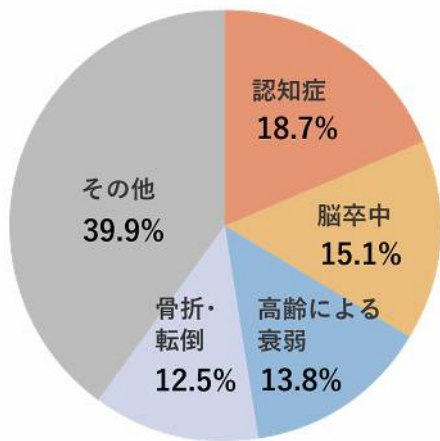


図 1 介護が必要となった理由（厚生労働省「2022 年国民生活基礎調査」）

[設問 1] グラフ第一位「認知症」の割合が大きくなる傾向がある。その理由を説明しなさい。

[設問 2] 2024 年 1 月より認知症基本法が施行されている。認知症基本法の概要を説明しなさい。

[設問 3] グラフ第二位「脳卒中」の発症において、男性に多い傾向がみられる。その背景（生活様式）を説明しなさい。

[設問 4] グラフ第三位「高齢による衰弱」とはフレイルを指している。フレイルの定義や予防策について、具体的に説明しなさい。

[設問 5] 介護予防について「一次予防・二次予防・三次予防」を具体的に説明しなさい。

【問題 2】 少子高齢化が急速に進む中、2025 年は団塊の世代が 75 歳を迎え後期高齢者となり、持続可能な医療・介護サービスを提供するため、地域包括ケアシステムの構築が進められている。

〔設問 1〕 地域包括ケアシステム の概念を説明しなさい。

〔設問 2〕 「自助・互助・共助・公助」 の役割を説明しなさい。

〔設問 3〕 下の図 2 は地域包括ケアシステムの構築を意味する植木鉢の模式図である。「葉っぱ」は専門家の役割、「土」は地域の役割、「鉢」は住まい、鉢の下「お皿」は本人と家族。この植木鉢の意味を説明し、変更された理由を説明しなさい。

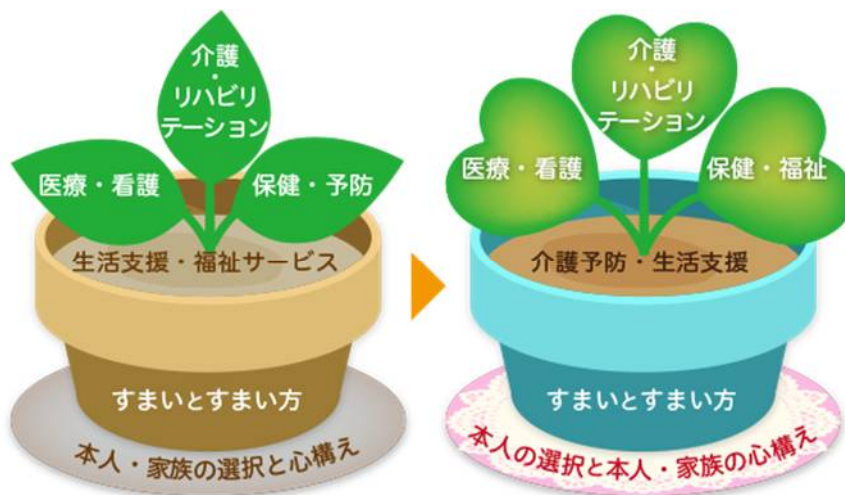


図 2 厚生労働省「地方包括ケアについて」2015 年

以上

2025 年度 9 月入学 大学院入学試験問題

[人間科学研究科 修士課程 人間共生専攻]

※問題番号を明記すること。

科目	メディア社会
----	--------

以下の問いに答えなさい。

問1 以下の(1)～(5)の 5 つの用語から 2つを選択して説明しなさい (字数制限なし)。

- (1) 尺度
- (2) ランダム・サンプリング
- (3) t 検定
- (4) 単回帰分析
- (5) ドキュメント分析

問2 以下の(1)～(6)の 6 つの理論から 1つだけ選択して、できるだけ詳しく説明しなさい (字数制限なし)。

- (1) 「他人指向型(other-directedness)」(David Riesman)
- (2) 「自己呈示(self – presentation)」(Erving Goffman)
- (3) 「模倣的欲望(désir mimétique)」(René Girard)
- (4) 「社会構築主義(social constructionism)」(Spector & Kitsuse)
- (5) 「シンボリック相互作用論(symbolic interactionism)」(Herbert Blumer)
- (6) (上記のいずれも知らない場合)上記以外で知っている社会学の理論

以上